

超過課税制度の変遷

年 度	法人県民税		法人事業税		
	税 率	不均一課税の基準額	税 率	不均一課税の基準額	
昭和	50	(S50. 11. 1～S56. 7. 31) 標準税率5. 2% 超過税率6. 2%	超過課税未実施		
	51				
	52				
	53				
	54		(S50. 11. 1～H2. 10. 31)		
	55				
	56		資本金1億円以下の中小法人については、課税標準となる法人税額のうち、年400万円以下の部分は対象外	(S53. 2. 1～H2. 10. 31)	(S53. 2. 1～H2. 10. 31)
	57				
	58				
	59				
	60				
	61				
	62				
63	(S56. 8. 1～H7. 10. 31)				
平成	元	標準税率 5% 超過税率 6%			
	2				
	3				
	4	(H2. 11. 1～H7. 10. 31) 資本金1億円以下で、課税標準となる法人税額が、年1,000万円以下の場合は対象外			
	5				
	6				
	7				
	8	(H7. 11. 1～H26. 9. 30) 標準税率 5% 超過税率5. 8%	(H7. 11. 1～H12. 10. 31) 資本金1億円以下で、課税標準となる法人税額が、年1,600万円以下の場合は対象外	(H2. 11. 1～H20. 9. 30) 標準税率の5%増し	(H2. 11. 1～H7. 10. 31) 資本金1億円以下で、課税標準となる所得が、年4,000万円以下の場合は対象外
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14		(H12. 11. 1～H17. 10. 31) 資本金2億円以下で、課税標準となる法人税額が、年2,600万円以下の場合は対象外		
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21	(H17. 11. 1～R2. 10. 31)				
22					
23					
24					
25					
26					
令和	元	(H26. 10. 1～R2. 10. 31)	(H26. 10. 1～H27. 3. 31) [外形標準課税対象法人] (所得割) 8%増し※ (資本割等) 5%増し [その他の法人] 7%増し※ ※地方法人特別税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の5%増し		
	27	標準税率3. 2% 超過税率 4%	(H27. 4. 1～H28. 3. 31) [外形標準課税対象法人] (所得割) 9%増し※ (資本割等) 5%増し [その他の法人] 7%増し※ ※地方法人特別税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の5%増し	資本金2億円以下で、課税標準となる所得が、年1億5,000万円以下の場合は対象外	
	28	(参考：R1. 10. 1～R2. 10. 31) 標準税率 1% 超過税率1. 8%	(H28. 4. 1～R2. 10. 31) [外形標準課税対象法人] (所得割) 25%増し※ (資本割等) 5%増し [その他の法人] 7%増し※ ※地方法人特別税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の5%増し		
	29				
30					
令和	元				
	2				

超過課税活用施策の変遷

(単位:億円)

年度	超過課税活用項目		事業費額	所要一般財源	超過課税活用額	
	法人県民税	法人事業税				
昭和	50	○文教施設の整備		285	32	3
	51		超過課税未実施	270	57	30
	52			359	76	34
	53		①文教施設の整備	1,337	480	157
	54		②生活環境の整備	1,412	511	174
	55		③中小企業対策の充実	1,666	670	223
	56		④福祉・医療の充実	1,889	700	240
	57			2,055	687	251
	58		○文教施設の整備	1,987	726	241
	59		①文教施設の整備	2,436	936	288
	60		②生活環境の整備	2,562	1,209	331
	61		③中小企業対策の充実	2,549	880	274
	62		④福祉・医療の充実	2,878	1,267	337
	平成		元	①都市整備関連事業の推進		1,873
1		②公共施設の整備	①都市基盤の整備 ②高齢化社会における福祉、医療体制の整備 ③産業振興対策の推進	2,233	1,261	487
2				1,955	1,133	445
3				1,950	1,115	248
4		①生活環境の整備	①都市基盤の整備	2,462	475	218
5		②高齢化社会における福祉、医療体制の整備	②産業振興対策の推進	2,659	305	187
6				2,812	292	174
7				2,876	320	173
8				961	469	199
9			①地震防災対策の強化	1,309	461	195
10			②産業振興対策の強化	1,144	484	151
11				1,195	540	115
12				892	301	155
13				824	331	168
14		①地震防災対策の強化	857	313	125	
15		②産業振興対策の強化	736	257	137	
16			840	378	174	
17			912	416	181	
18			894	388	204	
19		①地震防災対策の強化	860	376	208	
20		②地域経済の活性化	856	364	199	
21			712	240	112	
22			598	249	143	

(単位:億円)

年 度	超過課税活用項目		事 業 費 額	所 要 一 般 財 源	超過課税 活 用 額
	法人県民税	法人事業税			
23			446	242	146
24			513	230	154
25	道路等の社会基盤の整備		385	215	170
26	※右の数字は繰越額を含みます。		383	233	187
27			374	233	201
28			761	245	189
29			764	297	217
30	①災害に強い県土づくりの推進 ②東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備		794	294	226
令和 元			864	238	211
2			982	223	187
3	①新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進 ②災害に強い県土づくりの推進		975	235	193
4	③県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備		1,205	294	225
合計			62,564	22,589	9,756

※令和2年度までは決算額、3年度、4年度は当初予算額です。

※端数処理しているため、合計は符合しません。